

淡路市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 受託候補者募集要項

1 業務名

淡路市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（以下「業務」という。）

2 業務目的

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用し、地方創生の更なる充実・強化に向けた取組を進めていくため、企業版ふるさと納税の寄附を検討する企業（以下「寄附見込企業」という。）に対し、淡路市地方創生事業への寄附を働きかけ、寄附の獲得を目指すことを目的とする。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 受託候補者の選定

業務を受託しようとする者は、契約締結に先立ち、あらかじめ選定会議において、受託候補者として選定されていなければならない。

5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

6 申込資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しない者
- (6) 国税及び市税を滞納していないこと。

7 選定の流れ

実施内容	スケジュール
申込書等提出	募集開始～令和8年9月30日（水）
書類審査	申込書提出～2週間程度
審査結果の通知	書類審査終了～2週間程度
業務委託契約締結	審査結果の通知～1週間程度（受託候補者と協議の上、決定）

8 提出書類等

（1）提出書類

提出書類	様式等	提出部数
①参加申込書	様式1	正本1部 副本4部
②申込資格確認書 兼誓約書	様式2	
③企画提案書	任意様式	
④業務実績書	任意様式	
⑤見積書	様式3	
⑥会社概要資料	任意様式 会社概要（パンフレット等）及び事業概要、業務実施体制等が記載されているもの	
⑦履歴事項全部証明書	申込日前3か月以内に発行されたもの	
⑧財務諸表	任意様式	
⑨滞納のない証明書	申込日前3か月以内に発行されたもの ①国税の納税証明書 税務署が発行する納税証明書（国税庁様式その3の3未納の税額がないことの証明）。 ②淡路市税の納税証明書（市様式） ※淡路市に納税義務がある場合 淡路市税の未納のものはない証明	

（2）提出方法

持参又は郵送での提出とする。

※郵送の場合は、書留等送達記録過程が記録されるものに限る。

(3) 提出先

淡路市企画情報部ふるさと納税推進課

住所：〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

電話：0799-64-2534（直通） FAX：0799-64-2531

メールアドレス：awaji_furusato@city.awaji.lg.jp

(4) 受付期間

募集開始から令和8年9月30日（水）まで

※受付期間中は、随時受付。ただし、持参による提出の場合、受付時間は午前8時30分から午後5時15分（淡路市の休日を定める条例（平成17年淡路市条例第2号）に定める市の休日を除く。）とする。

郵送の場合は、令和8年9月30日（水）必着とする。

9 受託候補者の決定

(1) 受託候補者の決定方法

随時、選定会議において受託候補者を決定する。

(2) 審査項目

審査項目	審査内容
業務実績	自治体における同種・類似業務の受託実績及び寄附実績はあるか。
実施体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。
提案内容	企業に対する働きかけの方法は、効果的かつ実現性のあるものとなっているか。
手法	独自のネットワークやノウハウ等、強みを活かした手法が提案されているか。
見積金額	見積書において委託料率は20パーセントを超えていないか。

(3) 審査結果通知

申込者に対し、選定会議終了後、順次電子メールで通知する。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 申込資格の要件を満たさない場合

(2) 提出書類に事実と異なる記載があった場合

(3) 自治体における同種・類似業務において寄附実績がない場合

(4) 委託料率が20パーセントを超えている場合

- (5) その他公正を欠いた行為があったと淡路市が認定した場合

11 業務契約に関する事項

(1) 契約の締結

市は、受託候補者との契約内容に関する協議が整い次第、随意契約の方法により契約の締結をする。

(2) 業務の仕様及び実施条件

ア 業務の仕様については、別紙仕様書に定めるものとする。

イ 受託候補者は業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ市の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

12 その他

(1) 書類作成及び提出等に要する費用は、全て申込者の負担とする。

(2) 提出された全ての書類は、受託候補者の選定事務以外には使用せず、また返却しない。

(3) 提出書類の内容、選定会議の経過については、公表しない。

(4) 選定結果についての異議申立は、一切受け付けない。

(5) 業務の受託候補者募集に関する書類の情報公開請求があった場合は、淡路市情報公開条例（平成17年淡路市条例第15号）に基づき、提出書類等の公開の可否を決定する。

(6) 受託者を市ホームページで公表する。

(7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。

13 問い合わせ先

淡路市企画情報部ふるさと納税推進課

住所：〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

電話：0799-64-2534（直通） FAX：0799-64-2531

メールアドレス：awaji_furusato@city.awaji.lg.jp